

平成30年3月

公立大学法人札幌市立大学  
平成30年度計画

公立大学法人札幌市立大学



公立大学法人札幌市立大学

平成30年度計画 目次

<b>I</b>	<b>教育に関する目標を達成するための措置</b>	<b>1</b>
1	専門職業人の育成に関する目標を達成するための措置	1
2	学生に対する支援に関する目標を達成するための措置	3
<b>II</b>	<b>研究に関する目標を達成するための措置</b>	<b>4</b>
1	特色のある活発な研究の推進に関する目標を達成するための措置	4
2	研究機関としての地位の向上に関する目標を達成するための措置	5
<b>III</b>	<b>地域貢献に関する目標を達成するための措置</b>	<b>6</b>
1	地域産業及び地域医療への貢献に関する目標を達成するための措置	6
2	地域社会への貢献に関する目標を達成するための措置	7
<b>IV</b>	<b>教育・研究・地域貢献の取組を推進する大学運営に関する目標を達成するための措置</b>	<b>8</b>
1	教育・研究・地域貢献の取組を推進する連携・国際化・情報発信に関する目標を達成するための措置	8
2	大学運営の改善・効率化に関する目標を達成するための措置	9
3	自己点検・評価の実施・公表に関する目標を達成するための措置	11
4	財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	11
5	その他業務運営の適切な遂行に関する目標を達成するための措置	12
<b>V</b>	<b>予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</b>	<b>14</b>
<b>VI</b>	<b>短期借入金の限度額</b>	<b>14</b>
1	短期借入金の限度額	14
2	想定される理由	14
<b>VII</b>	<b>重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</b>	<b>14</b>
<b>VIII</b>	<b>剰余金の使途</b>	<b>14</b>
<b>IX</b>	<b>施設及び設備に関する計画</b>	<b>14</b>
1	施設整備	14
2	キャンパスプラン	14

<b>X</b>	<b>人事に関する計画</b>	<b>15</b>
1	教職員の採用	15
2	教職員の育成	15
3	ワーク・ライフ・バランスの向上	15
	<b>別紙</b>	<b>16</b>

## I 教育に関する目標を達成するための措置

### 1 専門職業人の育成に関する目標を達成するための措置

#### 項目番号 1 【重点取組項目】

- ・ 両学部の学生が協働して地域課題に取り組み、それぞれの専門性を理解しながら異分野連携に必要な基礎的知識・技術・態度を習得する 2 年次前期開講科目「学部連携基礎論」、その基礎を踏まえて課題解決プロセスを習得する 3 年次後期開講科目「学部連携演習」等の地域志向科目を、シラバスに基づき着実に実施する。
- ・ 「学部連携演習」の成果について、卒業時の教育評価アンケートを基に経年的な検証を行う。

[指標] 卒業時に地域の課題発見、解決提案する能力が身に付いたと認識した学生の割合：65%

#### 項目番号 2

- ・ 共通教育科目の外国語科目により基礎的な外国語力を養うとともに、特に英語については新入生に対する TOEIC<sup>1</sup>試験を実施する。
- ・ 既存の科目において、国際的な共通性と多様性への理解を深めるための内容を充実する。

[指標] TOEIC 受験率（1 年次）：100%

[指標] 卒業時に国際的な文化の理解を深めたと認識した学生の割合：60%

#### 項目番号 3

- ・ [デザイン学部] カリキュラムを着実に運用するとともに、特に 3 年次前期開講科目「デザイン総合実習Ⅲ」において専門コース間による連携授業を実施し、互いの専門性を客観的に理解させるとともに、専門職業人としてのデザイン、コミュニケーション等の実践能力を養う。

---

<sup>1</sup> TOEIC (Test of English for International Communication)

国際コミュニケーション英語能力テスト。英語を母語としない者向けの試験で、日本では一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会が実施している。

〔指標〕 卒業時に社会で活用できるデザイン、コミュニケーション等の実践能力向上を認識した学生の割合：60%

項目番号4

- ・ [デザイン学部] 3年次後期開講科目「デザイン総合実習IV」において企業や外部機関と連携した授業を実施し、専門職業人として地域や仕事の現場で活躍できる実践能力を養う。

〔指標〕 専門科目における企業等連携課題の実施：1件

項目番号5

- ・ [看護学部・助産学専攻科] OSCE<sup>2</sup>やシミュレーターを用いた実践型教育を効果的に実施し、看護実践能力及び助産実践能力の向上を図る。

〔指標〕 [看護学部] 卒業時の看護実践能力の達成度：7.5（10段階自己評価）

〔指標〕 [助産学専攻科] 修了時の助産実践能力の到達度：6.5（10段階自己評価）

項目番号6

- ・ [看護学部] 道内の保健医療機関との関係構築を通じて、臨地教員<sup>3</sup>が関わる授業を積極的に行い、実際の臨床現場の理解を促す。

〔指標〕 専門科目における臨地教員の活用：29科目

項目番号7

- ・ [大学院博士前期課程] 実践的な演習・実習に加えて、研究指導教員による専門的な研究指導を行い、地域や仕事の現場を先導できる課題解決能力やマネジメント能力等を養う。

〔指標〕 [デザイン研究科] 修了時における在学中の教育に対する総合的満足度（直近3年間平均）：80%（5段階自己評価）

〔指標〕 [看護学研究科] 修了時における在学中の教育に対する総合的満足度（直近3年間平均）：90%（4段階自己評価）

---

<sup>2</sup> OSCE (Objective Structured Clinical Examination)

客観的臨床能力試験。ペーパーテストによる知識重視の教育ではなく、判断力・技術力・マナーなど実際の現場で必要とされる臨床技能の習得を適正に評価する。

<sup>3</sup> 臨地教員

医療機関等から招き、実際の現場の実践的能力を教授する現役の看護師・保健師・助産師等

#### 項目番号 8

- ・ [大学院博士後期課程] 1年次の研究計画書の立案・審査、2年次の公開発表会、3年次の学位審査を通して、自立かつ計画的に研究活動を進める能力を養う。また、研究指導教員による専門的な研究指導に加え、他の教員の助言・指導を通して学生の幅広い視野を養う。

[指標] 博士後期課程研究計画書審査：3件

#### 2 学生に対する支援に関する目標を達成するための措置

#### 項目番号 9

- ・ [デザイン学部] キャリアガイダンスを開催するとともに、キャリア教育科目「キャリアデザイン」「インターンシップ」を開講する。また、キャリア支援<sup>4</sup>室において進路希望に対応したサポートを行う。
- ・ [看護学部] キャリアガイダンスを開催するとともに、国家試験対策を含めたキャリア支援対策講座を計画的に実施する。また、キャリア支援相談室において学生の要望に応じた進路支援を随時行う。

[指標] [デザイン学部] 就職内定率（直近3年間平均）：93%

[指標] [デザイン学部] キャリアガイダンスの開催：10回

[指標] [看護学部] 就職内定率（直近3年間平均）：97%

[指標] [看護学部] キャリア支援対策講座の開催：8回

#### 項目番号 10

- ・ 授業料減額免除の制度により、家計基準及び成績基準に該当する者に対し、経済的な支援を実施する。

[指標] 経済的理由による退学者：なし

#### 項目番号 11

- ・ 「キャンパスの活用等に関するプラン<sup>5</sup>」に基づき、芸術の森キャンパスのC棟及びE棟に自動扉を、桑園キャンパスの管理実習棟に多目的トイレを設置する。

---

<sup>4</sup> キャリア支援

学生に対して行う就職支援や進路支援。学生が卒業・修了後の進路を主体的に選択し、社会的・職業的な自立を図るために必要な能力を培い活動するための支援

<sup>5</sup> キャンパスの活用等に関するプラン

本学の構内において、誰もが快適に活動できる施設・設備や、機能・魅力の向上に資する整備等を進めることを目的に策定した長期的な計画（平成29～38年度）

- ・ 「障害者差別解消法」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」について、教職員や学生に対する啓発・研修等を実施する。

〔指標〕 「キャンパスの活用等に関するプラン」に基づくバリアフリー<sup>6</sup>工事の計画的な執行

〔指標〕 「障害者差別解消法」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」についての教職員及び学生への周知：1回

#### 項目番号 12

- ・ 学生のメンタルヘルスに対する教職員の理解を深めるため、研修会等を実施する。
- ・ 本学のメンター<sup>7</sup>制度を理解し効果的なメンター活動につなげるため、新任教員に対するガイダンスを実施する。

〔指標〕 学生のメンタルヘルスに関する教職員向け研修の実施：1回

〔指標〕 新任教員に対するメンターガイダンスの実施：1回

#### 項目番号 13

- ・ 留学生の日本語能力の向上を目的として、デザイン研究科の前期・後期においてそれぞれ日本語講座を開講し、受講者アンケート等により効果検証を行う。

〔指標〕 日本語能力の向上に役立ったと認識した留学生の割合：80%

## II 研究に関する目標を達成するための措置

### 1 特色のある活発な研究の推進に関する目標を達成するための措置

#### 項目番号 14 【重点取組項目】

- ・ 学内の競争的資金<sup>8</sup>である共同研究費を通じて、デザイン・看護の両分野の連携や外部機関との連携による研究課題に対して重点的に支援する。

〔指標〕 デザインと看護の両分野の連携による研究：6件

<sup>6</sup> バリアフリー

高齢者や障がい者など社会的弱者が、社会生活の上で支障となる物理的・社会的・制度的・心理的など全ての障壁を除去すること。

<sup>7</sup> メンター

学生に対して学業上の問題だけではなく生活面においても助言や支援を行う者。一人の教員が学生を個別に担当し、定期的・継続的に対話を行い、気軽に相談できるようにしている。

<sup>8</sup> 競争的資金

研究課題を公募の上、複数の者による客観的かつ厳正な審査を経て優れた課題を採択し、研究者に配分する研究資金



#### 項目番号 15

- ・ 学内の競争的資金である学術奨励研究費や共同研究費において、超高齢社会への対応、地域コミュニティの再生、地域産業の振興など、北海道や札幌などの地域特性・地域課題等に関する研究を推進する。

〔指標〕 地域特性や地域課題等に関する研究：15件

#### 項目番号 16

- ・ [デザイン学部] 3年次後期開講科目「デザイン総合実習IV」等における企業や外部機関と連携した取組から、社会において有用性の高い研究を推進するための課題を抽出する。

〔指標〕 企業や外部機関との連携による課題研究：1件

### 2 研究機関としての地位の向上に関する目標を達成するための措置

#### 項目番号 17

- ・ e-Rad（府省共通研究開発管理システム）を中心とした様々な外部資金の募集情報を定期的に周知する。
- ・ 科学研究費助成事業<sup>9</sup>への効果的な申請支援策を展開し、申請を積極的に行う。

〔指標〕 教員向け情報提供：3回

〔指標〕 科学研究費助成事業への新規申請：対象教員<sup>10</sup>の40%

#### 項目番号 18

- ・ 学術奨励研究費の「国際学会・国際展示会等発表者補助」「学術論文掲載料等補助」を運用し、教員の研究成果について国内外へ積極的に発表する。

〔指標〕 国際学会・国際展示における研究成果の発表：11件

---

<sup>9</sup> 科学研究費助成事業

文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が実施する助成事業。全ての分野にわたり基礎から応用までのあらゆる学術研究を格段に発展させることを目的に競争的資金を助成する。

<sup>10</sup> 対象教員

休職者や定年退職予定者等を除いた科学研究費補助事業に応募資格のある専任教員。なお、第三期中期計画期間の最終年度である平成35年度までに、在籍した教員総数の90%の申請を目指す予定である。

### Ⅲ 地域貢献に関する目標を達成するための措置

#### 1 地域産業及び地域医療への貢献に関する目標を達成するための措置

##### 項目番号 19 【重点取組項目】

- ・ 産業界及び保健・医療・福祉業界等とのネットワークや展示会への出展などを通じて、地域産学連携協力依頼<sup>11</sup>の制度を周知するとともに、外部機関との契約支援や研究成果の知財化支援<sup>12</sup>等の体制を充実し、産学連携活動の増進を図る。

〔指標〕 産業界及び保健・医療・福祉業界等からの地域産学連携協力依頼の受諾：8件

##### 項目番号 20

- ・ [デザイン学部] キャリアガイダンスの一環として開催する異業種公開座談会や学内企業セミナーにおいて、北海道・札幌市内の企業担当者を招き、求人の紹介や個別相談等を通して、当該企業の情報を提供する。
- ・ [デザイン学部] キャリア教育科目「インターンシップ」において、北海道・札幌市内の企業等へ学生を派遣する。
- ・ [看護学部] 道内の医療機関や市町村（保健師）の採用担当者、当該医療機関等に勤める卒業生が参加するキャリア説明会を開催し、直接情報を得られる機会を提供する。

〔指標〕 [デザイン学部] 専門教育科目「インターンシップ」において道内企業への理解が深まったと認識した学生の割合：60%

〔指標〕 [看護学部] 就職希望先の道内医療機関等に対する理解が深まったと認識した学生の割合：80%

##### 項目番号 21

- ・ 地元企業等の競争力強化や地域の専門職の資質向上等に寄与する公開講座を開催する。

〔指標〕 職業人向け公開講座の開催：8件

---

<sup>11</sup> 地域産学連携協力依頼

地域や企業等が研究や地域貢献活動等について本学に協力を求める依頼

<sup>12</sup> 知財化支援

特許権や商標権など知的財産の権利化に向けて行う支援

#### 項目番号 22

- ・ [看護学部] 市内の病院等が参加する看護コンソーシアム<sup>13</sup>の会議を定期的  
に開催し、看護職のスキル向上やキャリア形成に関する課題を共有するとともに、  
連携しながら必要な研修を企画、実施する。

[指標] 看護コンソーシアムの研修において、スキル向上やキャリアの育成に効  
果を感じた受講生の割合：80%

### 2 地域社会への貢献に関する目標を達成するための措置

#### 項目番号 23

- ・ 市民がより良い生活を送るための新しい知見を獲得できるような生涯学習の機  
会提供や健康寿命の延伸等をテーマとした市民向け公開講座を開催する。
- ・ 公開講座受講者を対象にアンケートを実施し、講座内容の妥当性を確認する。

[指標] 公開講座の開催（職業人向けを除く。）：25 件

[指標] 公開講座の受講（職業人向けを除く。）：630 人

[指標] 公開講座の受講者満足度（職業人向けを除く。）：4.5（5段階評価）

#### 項目番号 24

- ・ 札幌市の各部局に対して受託研究・共同研究や地域産学連携協力依頼の制度等  
の活用を周知するとともに、市の課題解決に向けた提案や市の事業・施策の推進  
に係る依頼を積極的に受け入れる。

[指標] 札幌市からの受託研究・共同研究依頼及び地域産学連携協力依頼の受諾：  
20 件

#### 項目番号 25

- ・ 公式ウェブサイトにおける行政との連携事例の公開や、「研究・活動事例集」  
及び「教員研究紹介」の活用により、道内市町村へ広報活動を行うとともに、道  
内市町村の振興・活性化に資する地域産学連携協力依頼を積極的に受け入れる。

[指標] 行政からの地域産学連携協力依頼の受諾：15 件

---

<sup>13</sup> 看護コンソーシアム

本学を拠点として医療機関等と連携し、社会ニーズに対応できる看護システムの構築や看護の質を保証することな  
どを目指す共同体

#### IV 教育・研究・地域貢献の取組を推進する大学運営に関する目標を達成するための措置

##### 1 教育・研究・地域貢献の取組を推進する連携・国際化・情報発信に関する目標を達成するための措置

###### 項目番号 26

- ・ サテライトキャンパスの利便性を有効活用し、市民や外部機関、他大学、行政等との連携を促進する。

〔指標〕 外部機関や他大学等との連携の場としてのサテライトキャンパスの利用：  
2,500 人

###### 項目番号 27

- ・ 同窓会との連携により社会で活躍している卒業生・修了生の講演会等を開催し、同窓の絆を深めるとともに在学生の就業意欲向上等を図る。

〔指標〕 卒業生・修了生による講演会等の開催：1 回

〔指標〕 卒業生・修了生による講演会への参加：20 人/回

###### 項目番号 28

- ・ 海外提携校（承德医学院、清華大学美術学院、華梵大学、ラップランド大学）との交流活動を実施するとともに、他の海外校とも連携し、教職員及び学生の国際交流の機会を充実する。

〔指標〕 教職員・学生の派遣と受入：60 人

〔指標〕 海外提携校との交流活動：提携校ごと 1 件

###### 項目番号 29 【重点取組項目】

- ・ 本学の特長である「D×N（デザインと看護の連携）」の取組を中心に、公式ウェブサイトやマスメディア等を通じて、受験生や保護者、市民や企業などステークホルダーごとに戦略的かつ効果的な広報活動を展開する。

〔指標〕 公式ウェブサイトへのアクセス：295,000 件

〔指標〕 プレスリリースの実施：10 回

###### 項目番号 30

- ・ デザイン及び看護関連の学術情報を収集し、図書館機能を充実させる。
- ・ 学生向けの文献検索ガイダンスを実施し、修学・研究の円滑な遂行を支援する。

- ・ 機関リポジトリ<sup>14</sup>を活用して、紀要や博士論文など、教員や学生の研究成果を学外に公表する。

〔指標〕 書籍、資料の購入：2,000冊

〔指標〕 文献検索ガイダンスの受講：延べ250人

〔指標〕 機関リポジトリによる研究論文等の公表：11件

#### 項目番号 31

- ・ 本学の活動内容について高校生や保護者の理解を深めるため、オープンキャンパス<sup>15</sup>の開催、進学相談会及び出前授業等への参加など多様な機会を設けるとともに、高校教員を対象とする大学説明会を開催する。また、前年度までの出願状況、入学後の成績及び入学者アンケート等の結果を分析し、必要に応じて各種広報活動の内容や参加に係る見直しを行う。

〔指標〕 オープンキャンパスの開催：各キャンパス2回

〔指標〕 オープンキャンパスにおいて本学への理解が深まったと回答した参加者の割合：70%

〔指標〕 進学相談会及び出前授業等への参加：50件

〔指標〕 高校教員説明会の開催：各キャンパス1回

## 2 大学運営の改善・効率化に関する目標を達成するための措置

#### 項目番号 32

- ・ 学内委員会等による定例的な各種会議の開催回数を見直し、運営効率化を図るとともに、学内委員会等の統廃合について検討する。
- ・ 事務局において、定例業務の更なる見直し・改善により効率化を図るなど、職員の超過勤務時間の縮減に取り組む。

---

<sup>14</sup> 機関リポジトリ

研究成果の論文など、大学・研究機関とその構成員による知的生産物を電子的な形態で保存・管理し、原則的に無償で公開・発信するために構築されたインターネット上のシステム

<sup>15</sup> オープンキャンパス

大学が施設内を公開し、特に入学を希望する者や考慮している者に対して大学への理解・関心を深めてもらうことを目的に開催する入学促進イベント

- ・ 全教職員に対して有給休暇の取得を啓発し、ワーク・ライフ・バランス<sup>16</sup>の向上に取り組む。

〔指標〕 学内委員会等が開催する各種会議：400回以下

〔指標〕 全教職員の有給休暇取得率：40%

#### 項目番号 33

- ・ 教員の定員計画及び「本学が求める教員像」に基づき、退職者の補充など適切な教員採用を行う。

〔指標〕 定員計画及び「本学が求める教員像」に基づく教員の採用

#### 項目番号 34

- ・ 適切に教員評価を実施するとともに、評価項目や配点などを検証し、必要に応じて次年度に向けた制度や運用の見直し・改善を行う。

〔指標〕 教員評価項目や配点の検証・見直し：1回

#### 項目番号 35

- ・ 教育内容の充実や教員の資質向上を図るため、FD<sup>17</sup>研修会を実施するとともに、学外で開催される研修会の情報を適切に提供する。

〔指標〕 教育改善に資するFD研修の実施：7回

〔指標〕 教育改善に資するFD研修の受講：延べ200人

#### 項目番号 36

- ・ 職員が多彩な研修を受講できるよう研修機会を充実し、職員の能力向上を図る。
- ・ 適切な人事異動を実施し、大学運営に求められる様々な知識・経験の蓄積を図る。

〔指標〕 職員を対象としたSD<sup>18</sup>研修への派遣：15回/年

〔指標〕 職員を対象としたSD研修の受講：延べ35人/年

〔指標〕 SD研修報告会の実施：1回/年

---

<sup>16</sup> ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和。やりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても多様な生き方が選択・実現できること。

<sup>17</sup> FD (Faculty Development)

教員を対象に、授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な研修等の取組

<sup>18</sup> SD (Staff Development)

職員を対象に、管理運営や教育・研究支援までを含めた資質向上のための組織的な研修等の取組

### 3 自己点検・評価の実施・公表に関する目標を達成するための措置

#### 項目番号 37

- ・ 第二期中期目標期間の業務実績や平成 30 年度計画の進捗状況について、PDCA サイクル<sup>19</sup>による自己点検・評価を適切に実施するとともに、札幌市地方独立行政法人評価委員会や認証評価<sup>20</sup>機関等の評価結果を踏まえ、随時改善を図り、その結果を公式ウェブサイト等により公表する。

〔指標〕 年度計画に係る自己点検・評価の実施：半期ごと

#### 項目番号 38

- ・ 平成 31 年度計画の策定に当たり、前年度の実績見込みを参考に可能な限り各項目に適切な成果指標を設定する。

〔指標〕 年度計画のうち「教育」「研究」「地域貢献」に関する目標の全項目に成果指標を設定

### 4 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

#### 項目番号 39

- ・ 受託研究・共同研究・寄附金による成果事例を公式ウェブサイトで紹介するとともに、産学官のマッチング等を趣旨とした展示会において「研究・活動事例集」や「教員研究紹介」のほか大学グッズを配布するなど、自主財源の充実に向けた PR 活動を積極的に行う。

〔指標〕 受託研究・共同研究の受入：15 件

#### 項目番号 40

- ・ 戦略的な経費の確保に向け、管理的経費（消耗品費、備品購入費、印刷製本費、光熱水費等）の削減を図る。
- ・ 決算見込みを基に、適正な予算の執行管理を行う。
- ・ 電気事業者の選定に向け、情報収集等を行う。

〔指標〕 一般管理費の節減額：170 万円

---

<sup>19</sup> PDCA サイクル

計画 (plan)、実施 (do)、検証 (check)、改善 (act) のサイクルを確実かつ継続的に繰り返すことにより、レベルアップを図ること。

<sup>20</sup> 認証評価

学校教育法に基づき、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価。大学の教育研究等の総合的な状況について、7年以内ごとに受けることが義務付けられている。

## 5 その他業務運営の適切な遂行に関する目標を達成するための措置

### 項目番号 41

- ・ 保全計画に基づき、芸術の森キャンパスの A・B 棟外壁等保全工事、G・H 棟冷房設備更新工事、エントランス棟及び D・E 棟屋上・外壁保全工事実施設計を適正に実施する。
- ・ 「キャンパスの活用等に関するプラン」に基づき、芸術の森キャンパスの C 棟及び E 棟に自動扉を、桑園キャンパスの管理実習棟に多目的トイレを設置する。(項目番号 11)再掲)
- ・ 平成 29 年度に作成した大学内の要修繕箇所のリストに基づき、引き続き、緊急度や予算の執行状況を踏まえ、可能なものから速やかに修繕等を実施する。

[指標] 保全計画及び「キャンパスの活用等に関するプラン」に基づく計画的な  
執行

### 項目番号 42

- ・ 安全管理の徹底について、研修等の機会を通じて災害や感染症など有事の際の危機管理マニュアル等を周知する。
- ・ 防災訓練の実施を通じて全学的な危機管理体制の検証・見直しを行い、学生や教職員等の安全を確保する体制を強化する。

[指標] リスク管理に関する研修の実施：1 回

[指標] 防災訓練の実施：2 回

### 項目番号 43

- ・ 施設管理支援システム (CAFM) を活用し施設でのエネルギー使用状況を把握するとともに、学生や教職員へ節電等の意識啓発及び省エネルギー対策に取り組む。

[指標] 電気使用量：1,650 千 kWh 以下

[指標] ガス使用量：426 千 m<sup>3</sup>以下

[指標] 水道使用量：9 千 m<sup>3</sup>以下

### 項目番号 44

- ・ 個人情報の保護・管理に係る研修を行う。
- ・ 関係法令及び情報セキュリティポリシー等を周知するとともに、遵守状況に関する定期的な点検を実施する。



〔指標〕 情報セキュリティに関する研修の実施：1回

〔指標〕 情報セキュリティに関する研修の受講：全教職員

項目番号 45

- ・ コンプライアンス<sup>21</sup>に係る研修を行う。
- ・ 教育・研究・地域貢献・大学運営のあらゆる場面において、関係法令及び学内規則等を遵守するよう周知する。

〔指標〕 コンプライアンスに関する研修の実施：1回

〔指標〕 コンプライアンスに関する研修の受講：全教職員

項目番号 46

- ・ 新任教員全員及び新規に研究費に関わる業務に着任した職員に対し、研究倫理教育の受講を促す。
- ・ 利益相反<sup>22</sup>に係わる申請に基づき、適切な管理を行う。

〔指標〕 研究倫理教育の受講：対象者<sup>23</sup>全員

項目番号 47

- ・ 高大接続改革に関する国の公表内容を踏まえ、平成32年度から実施する本学の入学者選抜試験（平成33年度入試）について予告・公表する。
- ・ 高大接続改革に関する高等教育政策の動向及び本学の入試改革について、FDを開催し学内共有を図る。

〔指標〕 新テスト（大学入学共通テスト）に対応した平成33年度入試に係る情報の公表

〔指標〕 入試に関する学内FDの実施：1回以上

---

<sup>21</sup> コンプライアンス

法令等を遵守することは元より、社会規範に反することなく高い倫理観に基づき務めを果たすこと。

<sup>22</sup> 利益相反

外部との経済的な利益関係等により、公的研究で必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる、又は、第三者から懸念が表明されかねない事態

<sup>23</sup> 対象者

新任教員、新規に研究費の執行管理や研究倫理を担当する職員、研究倫理教育受講後5年を経た教員及び担当職員

## V 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

## VI 短期借入金の限度額

### 1 短期借入金の限度額

2億円

### 2 想定される理由

運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により、緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定される。

## VII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし。

## VIII 剰余金の使途

決算において地方独立行政法人法第40条第1項に規定する剰余が発生した場合、教育研究の質の向上及び組織運営の改善その他札幌市が大学の運営上必要と認めた経費に充てる。

## IX 施設及び設備に関する計画

### 1 施設整備

- ・ 芸術の森キャンパスG・H棟冷房設備更新工事 予算額：57,600千円
- ・ 芸術の森キャンパスA・B棟外壁等保全工事 予算額：84,812千円
- ・ 芸術の森キャンパスエントランス棟及びD・E棟屋外・外壁保全工事実施設計  
予算額：3,588千円

### 2 キャンパスプラン

- ・ 芸術の森キャンパスC・E棟自動扉設置工事 予算額：21,000千円
  - ・ 桑園キャンパス管理実習棟車椅子トイレ設置工事 予算額：6,000千円
- (注) 金額については見込みであり、上記のほか、業務の実施状況に応じた施設・設備の改善や、老朽度合いに応じた改修等を追加することもあり得る。

## X 人事に関する計画

### 1 教職員の採用

- ・ 教員の定員計画及び「本学が求める教員像」に基づき、退職者の補充など適切な教員採用を行う。(再掲)
- ・ 職員については、定年退職等の時期に基づき、計画的な採用を行う。

### 2 教職員の育成

- ・ 教育内容の充実や教員の資質向上を図るため、FD 研修会を実施するとともに、学外で開催される研修会の情報を適切に提供する。(再掲)
- ・ 職員が多彩な研修を受講できるよう研修機会を充実し、職員の能力向上を図る。(再掲)
- ・ 適切な人事異動を実施し、大学運営に求められる様々な知識・経験の蓄積を図る。(再掲)

### 3 ワーク・ライフ・バランスの向上

- ・ 学内委員会等による定例的な各種会議の開催回数を見直し、運営効率化を図るとともに、学内委員会等の統廃合について検討する。(再掲)
- ・ 事務局において、定例業務の更なる見直し・改善により効率化を図るなど、職員の超過勤務時間の縮減に取り組む。(再掲)
- ・ 全教職員に対して有給休暇の取得を啓発し、ワーク・ライフ・バランスの向上に取り組む。(再掲)

別紙 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	1, 5 3 1
施設整備費補助金	1 4 6
授業料等収入	4 5 1
受託研究等収入及び寄附金収入	2 3
その他収入	2 4
目的積立金取崩	7 3
計	2, 2 4 8
支出	
教育研究経費	4 5 3
受託研究等経費及び寄附金事業費等	2 3
人件費	1, 3 0 9
一般管理費	3 1 7
施設整備費	1 4 6
計	2, 2 4 8

## 2. 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	2, 1 5 8
教育研究経費	4 1 6
受託研究等費	1 9
人件費	1, 3 0 9
一般管理費	2 8 8
財務費用	2
減価償却費	1 2 4
収益の部	
經常収益	2, 0 8 5
運営費交付金収益	1, 5 0 9
授業料等収益	4 7 8
受託研究等収益	1 9
寄付金収益	4
資産見返運営費交付金戻入	4 1
資産見返寄附金戻入	3
資産見返物品受贈額戻入	7
資産見返補助金戻入	0
雑益	2 4
その他収益	2 4
純利益（純損失）	△ 7 3
目的積立金取崩益	7 3
総利益（総損失）	0

### 3. 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	2, 5 4 9
業務活動による支出	2, 0 0 5
投資活動による支出	1 6 8
財務活動による支出	7 5
翌年度への繰越金	3 0 1
資金収入	2, 5 4 9
業務活動による収入	2, 0 2 9
運営費交付金による収入	1, 5 3 1
授業料及び入学金検定料による収入	4 5 1
受託研究等による収入	1 9
寄付金による収入	4
その他収入	2 4
投資活動による収入	1 4 6
施設費による収入	1 4 6
前年度よりの繰越金	3 7 4